

「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」の一部改正（案）についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部改正（案）について

意見募集期間 令和元年 11 月 20 日（水）から令和元年 12 月 19 日（木）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、3 名の方から 14 件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	条例改正に賛成だが、もっと厳しく、駅前だけでなく、市全域で喫煙を制限してほしい。	本条例は、喫煙者及び非喫煙者ともにきれいなまちを実現していくことを目的としており、喫煙行為そのものを制限するものではないため、特に人の往来が多い駅周辺を喫煙制限区域の対象として進めてまいります。
2	市の施設内とその周辺 2 km を喫煙制限区域にしてほしい。	喫煙制限区域の指定については、特に人の往来が多い駅周辺のみの実施で考えております。 また、市の施設内については、「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づいた対応としてまいります。

3	<p>戸田公園駅前ロータリーの喫煙所を撤去してほしい。もしくは通気口のない透明の物置を設置する等、外へ煙が出ないように工夫してほしい。</p>	<p>市内3駅の駅前喫煙所については、設置場所等の検討を重ね、現在の形態とした経緯がありますが、今後も更なる分煙対策を検討してまいります。</p>
4	<p>戸田駅の駐輪場から駅までの道に喫煙所があり、たばこの煙を吸わされている。健康増進法の観点からも、もう少し駅から離れた、人の通らない場所に喫煙所を移動してほしい。</p>	<p>市内3駅の駅前喫煙所については、設置場所等の検討を重ね、現在の形態とした経緯がありますが、今後も更なる分煙対策を検討してまいります。</p>
5	<p>駅の巡回啓発員を全日配置し、啓発看板も増やしてほしい。</p>	<p>巡回啓発を全日実施することは、費用負担が増大となることから効果的な時間帯を捉え、実施してまいります。</p> <p>啓発看板を増やすことについては、状況に応じ実施してまいります。</p>
6	<p>道路に書いてある注意書きが消えかけているので、塗りなおしてほしい。</p>	<p>喫煙制限区域の路面標示については、状況を確認し、順次対応してまいります。</p>
7	<p>子育て世代と年少人口が多い市なので、赤ちゃんや妊婦さんが煙を吸わないように配慮をしてほしい。</p> <p>市基本方針の、「つくる」「まもる」「つなぐ」が全く実現されていないと感じるが、特に「まもる」は子供が多いのにたばこ問題が解決しておらず、説得力に欠ける。</p>	<p>戸田市に関わる全ての方が安心して暮らせるよう、引き続き喫煙マナーの周知・啓発を進めてまいります。</p>

8	<p>市内において、建物の外に喫煙所がある場所が多すぎる。また、駅構内飲食店の喫煙所の排気が喫煙制限区域に漏れている。</p> <p>本当は喫煙所をなくしてほしいが、せめて煙が外に出ないように設備を整えてほしい。</p>	<p>ポイ捨での防止や歩行喫煙の防止を定めた本条例の中で、事業所等における喫煙所の場所や形態について指導していくことは難しいと考えます。</p>
9	<p>マンションのベランダや家の軒先での喫煙をやめてほしい。室内の排気がない密閉された部屋で喫煙してほしい。</p>	<p>本条例は、喫煙行為そのものを制限するものではなく、道路等の公共の場所におけるルールやマナーを守らない喫煙行為を制限するものであり、私有地での喫煙については対象に含めておりません。</p>
10	<p>第1条に「望まない受動喫煙をなくす」を目的として追加記入できないか。</p>	<p>本条例は、きれいなまちの実現を主な目的としているものであり、受動喫煙に対しての具体的な取り組みについては、「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」において進めてまいります。</p>
11	<p>第5条(事業者の責務)について、第2項に「たばこの灰皿の設置については、近隣の建物に隣接する場所に設置することがないようにする」といった配慮をする。」を追加記入できないか。</p>	<p>ポイ捨での防止や歩行喫煙の防止を定めた本条例の中で、灰皿の設置場所について具体的に規定することは難しいと考えます。</p>
12	<p>第5条(事業者の責務)について、第3項に「事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。」とあるが、「従業員の中の多くの路上喫煙を黙認しているような事業所に対して市が指導できる」等具体的な内容を追加記入できないか。</p>	<p>本条例は、喫煙制限区域外での路上喫煙を制限するものでないことから、路上喫煙に関する事業者への指導についての規定は考えておりません。</p>

1 3	<p>第10条（喫煙制限区域の指定）について、第3項に「20歳未満の人の喫煙エリアへの立ち入り禁止」を追加記入できないか。</p>	<p>20歳未満の方については、法律により喫煙が禁止されていることから、喫煙所への立ち入りについて条例で規定する必要はないと考えます。</p>
1 4	<p>この条例の改正と合わせて、「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」を改正できないか。</p>	<p>本条例と「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」とは、目的を異にしているところであり、今回の条例改正により「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」を改正することは考えておりません。</p>